

# 事務局規程

令和5年9月29日制定

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人ピッコラーレ（以下「ピッコラーレ」という）の事務処理の基準、その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

## 第2章 組織

### 第2条（事務局）

この法人に事務局を置く。

## 第3章 職制

### 第3条（職員等）

- 1 事務局には、次に掲げる職員を置く。
  - (1) 事務局長
  - (2) 専任職員
- 2 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

## 第4章 職責

### 第4条（職員の職務）

ピッコラーレの事務局の職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、代表理事の命を受けて、事務局の事務を統括する。
- (2) 専任職は、事務局長の命を受けて、業務に従事する。

### 第5条（職員の任免及び職務の指定）

- 1 職員の任免は、代表理事が行う。
- 2 職員の職務は、代表理事が指定する。

## 第5章 事務処理

### 第6条（事務の決裁）

事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、代表理事又は理事会の決裁を経なければならない。

### 第7条（代理決裁）

- 1 代表理事又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。
- 2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

### 第8条（規格外の対応）

この規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に文書管理規程に定める。

### 第9条（細則）

この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

### 第10条（改廃）

この規則の改廃は、理事会の決議による。

### 附則

#### （施行日）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。